

平成26年9月29日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
名星ディストラクト株式会社
三重県桑名市大字繁松新田73-1
- 2 指名停止期間 自 平成26年 9月30日
 至 平成26年11月10日（6週間）
- 3 指名停止の理由
名星ディストラクト株式会社は、東京都内で施工した工事において、元請として工事に携わったが、施工体系図に虚偽の記載をしたことは、建設業法第24条の7第1項に違反し、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、平成26年8月5日、建設業許可部局である中部地方整備局長より監督処分（営業停止命令）を受けた。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：行政専門員